梨介護 1 第 5 - 7 1 号 令 和 2 年 6 月 2 日

一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 峡東支部 支部長 茄子川 修 様

介護保険課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の臨時的な取扱いについて(回答)

令和2年5月29日付で提出のあった質問について、山梨市の指定権者としての考えを下記の とおり回答します。

記

問:介護保険最新情報 Vol. 836 問5に示された通知について「請求にあたって必要な書類の整備」について具体的な内容を示されたい。またその場合、請求はどの月まで遡れるのか示されたい。

回答:請求にあたって必要な書類の整備とは、モニタリング及びケアプランに位置付けた事業所との調整や給付管理表の作成と利用者への同意など、ケアマネジメント業務における通常の書類の整備のことである。請求に必要な書類の整備を行ったのち、利用者が新型コロナウイルスの影響により、サービス利用ができなかった場合に居宅介護支援費の請求が可能である。モニタリング時や給付管理表への利用者同意時に、すでに翌月の利用がないことがわかっている場合には居宅介護支援費の請求はできない。

また、今回の質問に限らず、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いを行った場合は、後日保険者へ適切に説明ができるように、個々のケアプラン等に記録を残すとともに、臨時的な取り扱いを行ったケースの一覧表を整備しておくこと。(例:相談日、利用者名、臨時的な取り扱いの内容、提供を行わなかった日とその行わなかった、または柔軟な対応をした内容等)

なお、この取り扱いは、通知日の5月25日から適用となるので、5月実績分(6月請求分)から算定が可能である。

〒405-8501 山梨県山梨市小原西843 山梨市役所 介護保険課 介護保険担当 神谷 TEL 0553-22-1111 (代) (内:1223) FAX 0553-23-0294